

児童手当・児童育成手当 現況届の提出を



対象の方には、届出用紙を発送しました。提出期限を過ぎると、10月期（6月分～9月分）の手当の支払いが遅れることがあります。ご注意ください。

【所得制限額】下表のとおり。この制限額は、25年6月分の手当から適用します。24年中の所得が制限額以上の場合、児童育成手当は支給しません。児童手当は特例として子ども1人当たり月額5千円を支給します。詳しくは、お問い合わせください。

【提出方法】届出用紙に必要書類を添えて、6月28日(金)までに、▼児童手当は子ども家庭課子ども医療・手当係☎(5273)4546、▼児童育成手当は子ども家庭課育成支援係☎(5273)4558(いずれも〒160・8484歌

※扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円を加算。
※社会保険料相当分として、一律8万円を所得額から控除できます。そのほか、所得額から控除できるものがあります。

所得制限額		
扶養親族等の数	児童手当の所得制限額	児童育成手当の所得制限額
0人	622万円	360万4,000円
1人	660万円	398万4,000円
2人	698万円	436万4,000円
3人	736万円	474万4,000円
4人	774万円	512万4,000円
5人	812万円	550万4,000円

舞伎町1-4-1、本庁舎2階)へ郵送(必着)またはお持ちください。児童手当の現況届のみ特別出張所・電子申請(新宿区ホームページからリンク)でも受け付けます。

幼稚園の保育料等を減免・補助しています

区立幼稚園は6月中旬、私立幼稚園は6月下旬に、各園で「お知らせ」と申請書をお渡しします。対象の方は申請してください。

【対象】区内在住で幼稚園に通園する満3歳～5歳児がいる世帯(区外の私立幼稚園に通園している方を含む)

※所得制限等があります。詳しくは、「お知らせ」をご覧ください。

【内容】▼区立幼稚園：保育料等の減免
▼私立幼稚園：就園奨励費補助金・保育料補助金・入園料補助金。補助金額は「お知らせ」でご案内しています。

※私立の幼稚園類似の幼児施設等、一部の施設は就園奨励費補助金の対象になりません。

【申込み】▼区立幼稚園：申請書等を6月28日(金)までに各園へ。
▼私立幼稚園：申請書等を6月21日(金)～7月5日(金)に学校運営課保健給食・幼稚園係または特別出張所へ(土・日曜日を除く)。

【問合せ】学校運営課保健給食・幼稚園係(第1分庁舎4階)☎(5273)3103へ。

子ども園見学会にご参加を

就学前の教育を充実させるため、区では、保育園と幼稚園を一体化した子ども園の整備を進めています。区民の皆さんに子ども園を広く知っていただくため、見学会を実施します。

【日時・会場】▼あいじつ子ども園(北町17)：7月1日(月)
▼おちごなかい子ども園(上落合3-1-6、幼児園舎)：7月2日(火)・12日(金)
▼西新宿子ども園(西新宿4-35-5)：7月3日(水)・18日(水)
▼柏木子ども園(北新宿2-11-1、幼児園舎)：7月8日(月)・10日(水)
▼四谷子ども園(四谷2-6)：7月17日(水)

※いずれも午前10時30分～11時30分

【申込み】見学会前日の午後1時までに、電話で子ども園推進課子ども園係(本庁舎2階)☎(5273)4047へ(土・日曜日、祝日を除く)。各日15名程度。先着順。

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する 総合計画を改定しました

この計画は平成20年度～29年度を計画期間として、平成20年1月に策定しました。計画期間の中間に当たり、当初の計画の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえて計画を見直し、改定しました。改定に当たってはパブリックコメント(意見公募)を実施し、お寄せいただいたご意見を参考にしました。

計画の全文、お寄せいただいたご意見(38件)と区の考え方は、交通対策課・広聴担当課(本庁舎3階・区政情報センター(本庁舎1階)で閲覧できるほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265・☎(3209)5595へ。

計画の目標

新宿区と関係者の協力による自転車等利用環境の整備促進と、自転車等利用者のマナー・意識の向上を目指すことにより、自転車等の適正利用を推進します。

改定した計画の主な内容

- ▼自転車等の利用ルール・マナー
 - ▼自転車等駐輪場の整備と附置義務
 - ▼自転車等駐輪場の利用料
 - ▼自転車等駐輪場の一時利用(1日利用・時間利用)
 - ▼自転車走行環境の整備
 - ▼自動二輪車対策
 - ▼放置自転車等の整理・撤去
 - ▼放置自転車の保管・処分
- お寄せいただいたご意見の一部を紹介します
- ▼ご意見：買い物等の一時的な利用者のために、コイン式駐輪機をもっと増やしてほしい。
 - 【区の考え方】今後、新たな駐輪場を整備するときや、既存の駐輪場を改修するときには、一時利用できる駐輪機を設置していきます。
 - ▼ご意見：駅周辺の自転車等放置禁止区域は必要だと思ふ。
 - 【区の考え方】自転車の適正利用を促進するため、今後も自転車駐輪場の整備に併せて、自転車等放置禁止区域を設けていきます。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は☎(3209)1111、新宿区ホームページは<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>です。

はがき・ファックスの記載例

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

講座・催し等の申し込み

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

福祉

体力測定をしませんか

●元気な高齢者向け
自分の体力を知り、今後の生活改善や、現在の状態を維持する

る方法を考えましょう。
2日コースで、1日目は筋力・柔軟性などの高齢期に低下していく機能を測定します。2日目は測定結果を基に、運動機能の低下を防ぐ相談会と、介護予防のミニ講座を実施します。

【日時・会場】▼東五軒町地域交流館(東五軒町5-24)：6月27日(木)・7月4日(木)
▼山吹町地域交流館(山吹町342)：7月18日(木)・25日(木)
▼西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35)：7月30日(火)・8月6日(火)

※いずれも午後1時30分～3時30分(3会場とも同じ内容)

【対象】区内在住の65歳以上で、介護保険の「要介護」「要支援」認定を受けておらず2日とも参加できる方、各会場30名程度

【持ち物】上履き・飲み物。動きやすい服装でご参加ください。
【申込み】電話で6月25日(火)までに高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階)☎(5273)4568へ。先着順。
※体力測定を受けた後、希望する方には、シニア活動館等で実施する介護予防の体操教室などをご案内します。

中落合ことぶき館の休館期間中のマッサージサービス

中落合ことぶき館(中落合2-7-24)は、改修工事のため7月1日(月)～10月31日(木)は休館します。休館中のマッサージサービスは、上落合地域交流館(上落合2-28-8)の実施日に、施術者を増やして対応します。
【日時】7月11日(木)・22日(月)、8月19日(月)、9月12日(木)・23日(祝)、いずれも午後1時～5時

【対象】区内在住で60歳以上の方
【費用】1回千円(30分の施術)
【会場・申込み】当日直接、上落合地域交流館(予約は午前9時から受け付け)へ。初めて施設を利用する方には「利用証」を発行します。健康保険証等をお持ちください。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階)☎(5273)4567、上落合地域交流館☎(3360)1414へ。

認知症介護者相談

【日時】7月1日(月)午後2時～4時
【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室
【対象】認知症の方を介護している家族等で、心や体に悩みを抱

えている方、3名
【内容】専門医の個別相談(西新宿コンシエリアクリニック精神科医師)
【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階)☎(5273)4593へ。先着順。

若年者就労支援室「あんだんて」の催し

①セミナー「発達障害の理解と対応」
【日時】6月22日(土)午後1時～4時
【内容】発達障害がある方が就労を継続するためには(栗田明子／不登校ひきこもり訪問支援団体「訪問支援のチャンス」代表)の講演会「若者の心理状態と親の関わり方」
【日時】6月23日(日)午後1時30分～3時30分

【対象】若年非就業者(義務教育修了後～おおむね40歳で社会的に引きこもりの方)の保護者、40名
【講師】谷口英子(NPO法人相談室「ハーモニー心理カウンセラー」)
……………(以下共通)……………
【会場】あんだんて(新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟)
【申込み】①は当日直接、会場へ。先着40名。②は電話であんだんて☎(3200)3329(水・日曜日を除く午後1時～5時)または区勤労者・仕事支援センター☎(3200)3311へ。先着順。

成年後見講座

●入門編・申立編
【日時・内容】6月22日(土)、入

門編(成年後見制度の基礎知識を法定後見を中心に)：午後2時～3時、▼申立編(手続きのポイント)を法定後見の申立書類の書き方を中心に)：午後3時10分～4時40分(いずれも講師は成年後見センター・リーガルサポート東京支部の司法書士)
【対象】区内在住・在勤・在学の方、各40名
【会場・申込み】電話かファックス・電子メール(記載例(3面参照)のほか希望講座(入門編または申立編。両方可)を記入)で、区成年後見センター(高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会内)☎(5273)4522・☎(5273)3082・sk@shinjuku-shaky.jpへ。先着順。